

平成 23 年 3 月 20 日

農 政 部 技術支援課 (内線 3036)
健康福祉部 食品安全課 (内線 2425)
健康福祉部 衛生食品課 (内線 2452)

放射性物質汚染に対する農産物の安全検査について

県では国の支援協力を受けて、東京電力福島第一原子力発電所から漏れた放射性物質による県内農産物の安全確認検査を行いました。3月19日に現地ほ場から農作物を採取し、本日分析を行ったところ、ほうれんそう、カキナで暫定規制値を超える結果が判明しました。

県では消費者の安全性を考慮し、本日、県内のほうれんそう、カキナの出荷について自粛を要請しました。

1 調査地域

前橋市 (2)、伊勢崎市 (2)、高崎市 (1)、太田市 (1)、明和町 (1)、板倉町 (1)

計 6 市町 8 カ所

2 調査対象作物

冬春野菜 (ほうれんそう、ねぎ、カキナ、キャベツ、きゅうり)

※冬春野菜：冬から春にかけて生産・出荷される野菜。本県では中部から東部地域にかけて栽培が盛ん

3 採取日

平成 23 年 3 月 19 日

4 分析及び結果判明日

平成 23 年 3 月 20 日

5 検査結果の概要

ほうれんそうでは 1 キログラム当たり放射性ヨウ素が 2,630 ベクレル、2,080 ベクレル (暫定規制値 2,000 ベクレル)、カキナでは放射性セシウムが 555 ベクレル (暫定規制値 500 ベクレル) でした。ねぎ、キャベツ、きゅうりは暫定規制値以下でした。

詳細は、別紙のとおり

6 分析機関

7 健康への影響

厚生労働省が策定した暫定規制値は、国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した放射線防護のための基準をもとに、定められたものです。そのため、それを上回る食品を一過性に食した場合であっても、直ちに健康に影響を与えるものではないとされています。

○放射性ヨウ素

2,630Bq/kg のヨウ素が検出されたほうれん草を20g食べた時の人体への影響は、

$2,630 \text{ Bq/kg} \times 20 / 1000 \times 2.2 \times 10^{-5} = 0.0015 \text{ mSv}$
になります。

0.0015mSv の人体への影響は、胃のエックス線集団検診を1回受診した場合の人体への影響（約0.6mSv）の約460分の1です。

○放射性セシウム

555Bq/kg のセシウムが検出されたカキナを20g食べた時の人体への影響は、

$555 \text{ Bq/kg} \times 20 / 1000 \times 1.3 \times 10^{-5} = 0.00014 \text{ mSv}$
になります。

0.00014mSv の人体への影響は、胃のエックス線集団検診を1回受診した場合の人体への影響（約0.6mSv）の約4,350分の1です。

※ 国民健康栄養調査（平成20年）によると、ほうれん草の一日あたりの摂取量は
18.2gである。